

令和3年度 伊江村国民健康保険収納対策緊急プラン

1 滞納状況の解消

- (1) 住民基本台帳係や国民年金係と連携し、異動や他保険加入による喪失の発見に努め、国民健康保険被保険者資格の取得又は喪失届等の早期手続きを勧奨する。
- (2) 所得状況を勘案し経済的に負担の大きい世帯に対しては、分納誓約を交わし（分割納付の勧奨）、短期被保険者証を交付する。
- (3) 滞納世帯の状況を調査分析し生活困窮世帯と思われる場合は、生活保護や障害者年金等の該当する各制度へ手続きを勧奨する。
- (4) 税務係と連携し、所得未申告者への申告を勧奨し適正課税に努める。
- (5) 時効完成前に納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。
- (6) 非自発的失業者の軽減措置や、新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者の収入の減少が見込まれる際は、伊江村国民健康保険税減免制度について、国保加入者や関係機関への周知を図る。
- (7) 居住者不明者については、十分に調査を行い住民基本台帳係と連携し職権により適切な処理を行う。

2 人員の増員等

- (1) 滞納処分関連の各研修会や講習会等へ職員を派遣し知識や能力向上に努めること。
- (2) 徴収強化期間及び必要に応じて徴収強化班を組織する。

3 徴収方法の改善等

- (1) 滞納分析を行い効率的な滞納整理を検討し実施する。
- (2) 徴収強化班を必要に応じ組織し電話による納税の催告及び訪問徴収を強化する。
- (3) 口座振替については各広報や窓口、徴収員の訪問により勧奨を行い口座振替による収納率の向上を図る。
- (4) レセプト点検により、第三者行為事故と思われる事案について、被保険者に状況確認を行い、第三者行為求償事務の取組の強化を図る。
- (5) 各広報を利用し国民健康保険制度への理解と周知に努める。
- (6) 国民健康保険制度の内容を記載したパンフレットを窓口で常備し、被保険者へ制度の必要性を周知する。

令和3年度
伊江村国民健康保険収納対策緊急プラン

3 徴収方法の改善等

- (7) 11月に収納強化週間を設け、夜間電話催促、夜間訪問徴収を組み合わせた効果的な収納対策に努める。また、年度末の3月においても同様の収納対策を行う。
- (8) 伊江村国民健康保険税の納付回数を8回とし、1回あたりの納付金額の軽減を図る。

4 滞納処分の実施

- (1) 長期滞納者の財産・預貯金等の調査を行い差押え処分を行う。
- (2) 本村各徴収担当課（税務係・水道係・村営住宅ほか）の情報を共有し滞納処分を強化する。
- (3) 長期滞納者や分割納付不履行の者に対しては、誓約書及び納税相談に基づき各給付金や還付金などを滞納分へ充当する。